

## 第90期 決算 公 告

平成22年6月29日

大阪府大阪市北区茶屋町18番14号  
株式会社池田泉州銀行（旧株式会社泉州銀行）  
取締役頭取兼CEO 服部 盛隆

連結貸借対照表（平成22年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	38,945	預 金	1,951,690
買 入 金 銭 債 権	77	譲 渡 性 預 金	12,500
商 品 有 価 証 券	2	コールマネー及び売渡手形	45,000
有 価 証 券	409,158	債券貸借取引受入担保金	50,654
貸 出 金	1,789,914	借 用 金	81,800
外 国 為 替	2,312	外 国 為 替	352
そ の 他 資 産	20,378	社 債	10,300
有 形 固 定 資 産	14,535	そ の 他 負 債	31,649
建 物	5,527	賞 与 引 当 金	865
土 地	6,802	退 職 給 付 引 当 金	5,662
リ ー ス 資 産	32	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	10
その他の有形固定資産	2,173	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	269
無 形 固 定 資 産	1,208	偶 発 損 失 引 当 金	407
ソ フ ト ウ ェ ア	1,105	繰 延 税 金 負 債	0
その他の無形固定資産	102	支 払 承 諾	12,532
繰 延 税 金 資 産	16,229	負債の部合計	2,203,695
支 払 承 諾 見 返	12,532	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	△18,718	資 本 金	55,655
		資 本 剰 余 金	15,054
		利 益 剰 余 金	17,757
		株 主 資 本 合 計	88,467
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△5,698
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△5,698
		少 数 株 主 持 分	111
		純資産の部合計	82,879
資産の部合計	2,286,575	負債及び純資産の部合計	2,286,575

連結損益計算書 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	52,278
資金運用収益	38,962
貸出金利息	34,508
有価証券利息配当金	4,388
コールローン利息及び買入手形利息	5
預け金利息	3
その他の受入利息	56
役員取引等収益	7,336
その他業務収益	5,000
その他経常収益	979
経常費用	50,989
資金調達費用	8,306
預金利息	7,448
譲渡性預金利息	68
コールマネー利息及び売渡手形利息	61
債券貸借取引支払利息	84
借入金利息	297
社債利息	340
その他の支払利息	5
役員取引等費用	3,122
その他業務費用	2,352
営業経費	27,529
その他経常費用	9,678
貸倒引当金繰入額	1,678
その他の経常費用	7,999
経常損失	1,288
特別利益	1,015
固定資産処分益	0
償却債権取立益	885
投資損失引当金戻入益	127
その他の特別利益	1
特別損失	1,631
固定資産処分損失	71
減損損失	8
統合関連費用	1,550
税金等調整前当期純利益	672
法人税、住民税及び事業税	472
法人税等調整額	10,311
法人税等合計	10,784
少数株主損失	89
当期純損失	10,021

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 6社
- 会社名
- 株式会社泉州カード
  - 近畿信用保証株式会社
  - 泉銀総合リース株式会社
  - 泉銀ビジネスサービス株式会社
  - 泉州ソフトウェアサービス株式会社
  - J S企業育成ファンド投資事業有限責任組合

- ② 非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等 1社
- 会社名
- 株式会社バンク・コンピュータ・サービス
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- ④ 持分法非適用の関連法人等  
該当ありません。

#### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 1社

3月末日 5社

連結される子会社及び子法人等のうち、決算日が連結決算日と異なる子会社及び子法人等については、連結される子会社及び子法人等の決算日の財務諸表により連結しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

#### (4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

- (5) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項  
連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項  
のれんについては、5年間の定額法により償却を行っております。

#### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

##### 1. 会計処理基準に関する事項

###### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

###### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託については連結決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（会計方針の変更）

その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託については、従来、連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっておりましたが、当連結会計年度より連結決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法に変更しております。

この変更は、親会社である株式会社池田泉州ホールディングスとの会計処理の統一を目的として行ったものであります。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は1,314百万円減少、繰延税金資産は0百万円減少、繰延税金負債は2百万円減少、その他有価証券評価差額金は1,270百万円減少、少数株主持分は1百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ40百万円減少しております。

###### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

###### (4) 減価償却の方法

###### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

###### ②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

###### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 22,355 百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11 年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（5,066 百万円）については、15 年による按分額を費用処理しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

（借主側）

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

（貸主側）

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。）に規定する繰延ヘッジによっております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号平成 20 年 3 月 10 日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号平成 20 年 3 月 10 日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は 178 百万円増加、その他有価証券評価差額金は 186 百万円増加し、経常利益は 8 百万円減少、税金等調整前当期純利益は 83 百万円増加しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 65 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 10,084 百万円、延滞債権額は 17,454 百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は該当ありません。  
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,849 百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 31,389 百万円であります。  
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,255 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	217,196 百万円
その他資産	173 百万円
その他の有形固定資産	391 百万円
ソフトウェア	606 百万円

担保資産に対応する債務

預金	4,374 百万円
コールマネー及び売渡手形	20,000 百万円
債券貸借取引受入担保金	50,654 百万円
借入金	73,300 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 25,658 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 1,325 百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、257,359 百万円であります。このうち、原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 256,822 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 19,491 百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 272 百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 8,000 百万円が含まれております。
12. 社債には、劣後特約付社債 10,000 百万円が含まれております。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 31,219 百万円であります。
14. 1 株当たりの純資産額 143 円 30 銭
15. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
16. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- |                  |         |     |
|------------------|---------|-----|
| 退職給付債務           | △18,526 | 百万円 |
| 年金資産（時価）         | 8,238   |     |
| 未積立退職給付債務        | △10,287 |     |
| 会計基準変更時差異の未処理額   | 1,686   |     |
| 未認識数理計算上の差異      | 3,333   |     |
| 未認識過去勤務債務（債務の減額） | △393    |     |
| 連結貸借対照表計上額の純額    | △5,662  |     |
| 退職給付引当金          | △5,662  |     |
17. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、9.45% であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 6,028 百万円、債権譲渡損 839 百万円、偶発損失引当金繰入額 373 百万円及び株式等償却 245 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり当期純損失金額 21 円 5 銭

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出業務、投資性商品販売業務及び有価証券投資業務などの金融サービス業務を行っており、これらの業務を行うため、預金、借入金及び社債による調達を行っております。このように、主として金利リスクや為替リスクを伴う金融資産及び金融負債を有しているため、その変動リスクをコントロールする手段として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の中小企業向け貸出や個人に対する住宅ローンであり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しているほか、対顧客取引として売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は、主として国内の顧客からの預金や譲渡性預金であります。他に、借入金、社債及び市場性資金による調達も行っており、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、金利・為替等の変動リスクをコントロールする手段として有効であり、リスクヘッジを目的に金利・通貨スワップ取引等を行っております。また、収益向上の一環として、債券先物やオプション取引を行っており、これらの金融商品は、金利変動リスク及び価格変動リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行のリスク管理基本規定及び信用リスク管理規定に基づき、保有する信用リスクを適切に管理運営しております。信用リスク管理部門は、信用リスクを特定・評価・モニタリングし、必要に応じてコントロール・削減に係る対応策を実施しております。また、信用リスクの状況について、取締役会及び与信担当役員等に対して適宜報告しております。

② 市場リスクの管理

当行グループは、当行のリスク管理基本規定及び市場リスク管理規定に基づき、市場業務に係るリスクを網羅的に把握・計測し、適切なリスク管理体制を確立・運営しております。市場リスク管理統括部署は、フロントオフィスから独立した立場で、市場リスク、市場業務に係る信用リスク及び市場流動性リスクの特定・認識・評価・計測・コントロール・モニタリングする管理プロセスを運営し、それらの状況の検証・見直しを行っております。また、市場リスクの状況について、取締役会及びリスク管理委員会等に対して報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、当行のリスク管理基本規定及び資金流動性リスク管理規定に基づき、円貨及び外貨の資金繰りに関わるリスクの統合的かつ適切な管理を行っております。資金流動性リスク及びそれから発生する可能性のある不測の事態を回避するため、資金流動性リスクリミットの設定、リスクフェーズの設定、運用調達計画の策定及び管理規準の制定等を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	38,945	38,945	—
(2) 買入金銭債権 (*1)	0	0	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	2	2	—
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	59,664	59,014	△650
その他有価証券	348,344	348,344	—
(5) 貸出金 貸倒引当金 (*1)	1,789,914 △15,857		
	1,774,056	1,788,714	14,657
(6) 外国為替 (*1)	2,308	2,312	4
資産計	2,223,321	2,237,333	14,012
(1) 預金	1,951,690	1,955,273	3,582
(2) 譲渡性預金	12,500	12,500	—
(3) コールマネー及び売渡手形	45,000	45,000	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	50,654	50,654	—
(5) 借入金	81,800	82,008	208
(6) 外国為替	352	352	—
(7) 社債	10,300	10,229	△70
負債計	2,152,297	2,156,018	3,720
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	120	120	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	120	120	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

#### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2) 買入金銭債権

連結される子会社及び子法人等が行うファクタリング業務に係る求償債権については、貸出金と同様の方法により算定しております。

#### (3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は貸出金と同様の方法により算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替は、売渡外国為替及び未払外国為替であり、これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式 (*1) (*2)	1,081
②組合出資金 (*3)	2
③その他	0
合計	1,084

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について140百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券 (平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	29,665	30,405	739
	その他	3,000	3,022	22
	小計	32,665	33,427	761
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	24,998	23,978	△1,020
	その他	2,000	1,608	△391
	小計	26,998	25,586	△1,411
合計		59,664	59,014	△650

3. その他有価証券（平成 22 年 3 月 31 日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	6,480	5,473	1,007
	債券	172,285	170,917	1,368
	国債	104,455	104,047	407
	地方債	13,869	13,584	284
	社債	53,961	53,285	675
	その他	24,552	24,310	241
	小計	203,318	200,701	2,617
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	9,653	11,606	△1,953
	債券	117,043	117,827	△783
	国債	107,840	108,606	△765
	地方債	—	—	—
	社債	9,203	9,221	△18
	その他	18,327	23,903	△5,575
	小計	145,025	153,337	△8,311
合計		348,344	354,038	△5,694

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,047	385	0
債券	260,379	1,982	9
国債	246,498	1,850	8
社債	13,880	131	0
その他	3,706	21	109
合計	266,133	2,389	119

6. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、113 百万円（うち、株式 105 百万円、社債 8 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該有価証券の発行会社に係る債務者区分により設定しており、その内容は以下のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先の場合	時価が取得原価を下回っている場合
要注意先の場合	時価が取得原価を 30% 以上下回っている場合
正常先の場合	時価が取得原価を 50% 以上下回っている場合

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成 22 年 3 月 31 日現在)  
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成 22 年 3 月 31 日現在)  
該当ありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 22 年 3 月 31 日現在)  
該当ありません。

(重要な後発事象)

・株式会社池田銀行との合併

当行は、平成 22 年 1 月 13 日開催の臨時株主総会における合併契約書の承認決議により、平成 22 年 5 月 1 日を合併期日として株式会社池田銀行と合併し、商号を「株式会社池田泉州銀行」とし、資産・負債及び権利・義務の一切を同行に引き継いでおります。

合併に関する主な事項は下記のとおりであります。

1. 合併の目的

当行と株式会社池田銀行は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的として経営統合を進め、平成 21 年 10 月 1 日、完全親会社である「株式会社池田泉州ホールディングス」を設立いたしました。

今般、当行と株式会社池田銀行は経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化するために合併いたしました。

2. 合併の方法

当行と株式会社池田銀行は、対等の精神に基づき、株式会社池田銀行を存続会社とし、当行を消滅会社とする吸収合併方式にて合併いたしました。

3. 合併に係る割当ての内容

当行及び株式会社池田銀行はいずれも株式会社池田泉州ホールディングスの 100%子会社であり、本合併に際して、株式会社池田銀行より当行の株主に対し会社法第 749 条第 1 項第 2 号所定の株式その他の金銭等の交付を行っておりません。

4. 合併の相手会社の主な事業の内容、規模

(1) 主な事業の内容

普通銀行業務

(2) 規模 (平成 21 年 9 月期)

資本金		39,630 百万円
純資産額	(連結)	67,883 百万円
	(単体)	66,872 百万円
総資産額	(連結)	2,648,660 百万円
	(単体)	2,630,935 百万円

5. 合併存続会社の概要

(1) 資本金 50,710 百万円

(2) 主な事業の内容 普通銀行業務